



ETC関連技術の活用に関する研究会 (平成15年度開催)の概要

2006年1月

1. 検討経緯・内容

- ETC車載器の普及・利用が急速な進展を見せるなか、既存ETC車載器を有料道路の料金徴収以外の様々な目的に活用することにつき、民間事業者等から各種提案・要望があった。
- 「ETC関連技術の活用に関する研究会」では、これらの提案・要望を踏まえ、セキュリティの確保と個人情報の保護という観点から、専門の学識経験者により検討を実施。
- 研究会ではETC関連技術の活用方法として以下の2つの場合に対して検討を実施。
 ETCセキュリティシステムをそのまま利活用する場合
 既存ETC車載器の一部機能を利用する場合

開催日	議事
第1回研究会 平成15年12月9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> • ETCの概要 • ETC技術の概要と関連技術の活用に関する提案等 • 検討課題と今後の進め方(案)
第2回研究会 平成16年2月5日(木)	<ul style="list-style-type: none"> • ETC関連技術の概要 • 論点整理 • セキュリティ確保と個人情報保護に関する対応方針(案)
第3回研究会 平成16年3月15日(月)	<ul style="list-style-type: none"> • 報告書(案)

(参考) 研究会メンバー



【委員】	[座長] 今井秀樹 東京大学生産技術研究所教授 金子敏信 東京理科大学理工学部教授 新美育文 明治大学法学部教授 長谷川孝明 埼玉大学工学部助教授 松本恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授
【オブザーバー】	林部史明 国土交通省道路局路政課長 宮地淳夫 国土交通省道路局高度道路交通システム推進室長 横田耕治 国土交通省道路局高速国道課長 金井道夫 国土交通省道路局有料道路課長
【事務局】	国土交通省道路局高度道路交通システム推進室 (財)道路新産業開発機構 (財)道路システム高度化推進機構

3. 検討結果

- 「 ETCセキュリティシステムをそのまま利活用する場合」については、ETC本体のセキュリティレベルの低下を招き、有料道路料金の適正な徴収の確保に支障を与える可能性があるため、実現は不可能。
- 「 既存ETC車載器の一部機能を利活用する場合」については、ETC本体のセキュリティレベルに影響を与えない範囲で必要な情報が提供されることは望ましい、と結論づけた上で、以下の3類型について、ETC本体のセキュリティ確保及び個人情報保護の観点から、それぞれ評価を実施。
- 新サービスについては民間事業者等の実施主体の責任において行われるべきものであるが、ETC本体の社会的信用への間接的影響の可能性を踏まえ、情報提供にあたっては新しいサービスのセキュリティ確保や個人情報保護について配慮することが望まれることに言及。

	タイプ1	タイプ2	タイプ3
	<p>既存ETC車載器</p> <p>簡易なセキュリティ</p> <p>取得</p> <p>機器番号等</p> <p>照合</p> <p>契約者DB (機器番号等)</p> <p>路側システム</p>	<p>既存ETC車載器</p> <p>簡易なセキュリティ</p> <p>取得</p> <p>機器番号等</p> <p>機器番号等と車載器管理番号等とが対応したDB</p> <p>車載器管理番号等</p> <p>照合</p> <p>契約者DB (車載器管理番号等)</p> <p>路側システム</p>	<p>既存ETC車載器</p> <p>簡易なセキュリティ</p> <p>追加セキュリティ</p> <p>取得</p> <p>機器番号等</p> <p>機器番号等と車載器管理番号等とが対応したDB</p> <p>車載器管理番号等</p> <p>照合</p> <p>契約者DB (車載器管理番号等)</p> <p>路側システム</p>
ETC本体のセキュリティ確保の観点	【セキュリティ】 ・本来公開が想定されていない車載器に格納された機器番号等を利用者の認証のために公開する点が望ましくない	【セキュリティ】 ・機器番号等の公開が不要	【セキュリティ】 ・セキュリティレベルが最も高い 簡易なセキュリティのみでは排除できないなりすまし等の不正も、追加セキュリティにより、排除できるためと推察
	【コスト】 ・コストの低い路側システムが提供可能	【コスト】 ・コストは中位	【コスト】 ・路側システムのコストは最も上位
個人情報保護の観点	【サービス提供事業者】 ・個人情報保護法上の義務を負う	【サービス提供事業者】 (同左)	【サービス提供事業者】 (同左)
	【機器番号等提供者】 ・原則、個人情報保護法は適用されず ・ただし、本人からの依頼を前提条件とした運用を、サービス提供事業者徹底することが必要	【機器番号等と車載器管理番号が対応したデータベースの管理主体】 ・個人情報保護法は適用されず	【機器番号等と車載器管理番号が対応したデータベースの管理主体】 (同左)

セキュリティ
 サービス提供事業者以外の主体が管理
 サービス提供事業者が管理